

神戸市告示第269号

神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例（平成24年3月条例第45号。以下「条例」という。）第7条の規定により，建築物等における環境配慮の総合的な評価を行うための指針を次のように定め，平成24年7月1日から適用する。

平成24年6月28日

神戸市長 矢 田 立 郎

建築物総合環境配慮指針

第1 建築物の環境配慮事項

- (1) 建築主は，建築物を使用する者にとって重要な，室内環境及び室外環境，建築物の長寿命化のために必要な維持管理のしやすさ及び耐久性など，建築物の環境品質及び性能の向上を図るため，次に掲げる項目を実施するものとする。

ア 室内環境の向上

- (ア) 音環境の向上
- (イ) 温熱環境の向上
- (ウ) 光・視環境の向上
- (エ) 空気質環境の向上

イ サービス性能の向上

- (ア) 機能性の向上
- (イ) 耐用性及び信頼性の向上
- (ウ) 対応性及び更新性の向上

ウ 室外環境（敷地内）保全・向上への配慮

- (ア) 生物環境の保全と創出
- (イ) まちなみ及び景観への配慮
- (ウ) 地域性及びアメニティへの配慮

- (2) 建築主は，建築物が敷地外に対して及ぼす大気汚染，騒音，エネルギー，資源消費及び廃棄物などによる環境への影響の低減を図るため，次に掲げる項目を実施するものとする。

ア エネルギー使用の合理化

- (ア) 建築物の熱負荷抑制
- (イ) 自然エネルギー利用
- (ウ) 設備システムの高効率化
- (エ) 効率的運用

イ 資源の適正な利用

- (ア) 水資源保護
- (イ) 非再生性資源の使用量削減
- (ウ) 汚染物質含有材料の使用回避

ウ 敷地外環境の保全

- (ア) 地球温暖化への配慮
- (イ) 地域環境への配慮
- (ウ) 周辺環境への配慮

第2 評価の基準

条例第9条第2項又は神戸市すまいの環境性能表示実施要綱（平成22年11月制定）第3条第2項の規定により行う環境配慮の評価は、市長が別に定める建築物の総合的な環境性能を評価する方法を用いるものとする。

第3 市有建築物等における環境配慮

条例第8条の規定により、市は、新築等をしようとする特定建築物の環境配慮の評価の結果がA以上のものとなるように努めることとする。